

今回のテーマ：残業代の割増率が上がる！？

Q. 4月より残業代の割増率があがると聞きました。本当でしょうか？具体的には、どのように変わるのでしょうか？

A. 令和5年4月1日より割増賃金率の引き上げが行われます。具体的には「月60時間を超える部分の割増賃金率」が25%割増から50%割増に変更となります。逆に言うと、月60時間までは従来通り25%割増で問題ないといえます。

この月60時間を超えるというのは「月60時間を超える法定時間外労働に対して50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない」というのが法律を踏まえた正しい解釈となります。法定時間外労働というのは原則として1日8時間、週40時間を超える部分のことです。

また、留意点は、法定休日労働部分の捉え方です。法定休日労働の部分は、法定時間外労働ではないので、月60時間を超えるどうかの部分にはカウントせず、また割増賃金率に関しても、従来通り35%となります。

なお、深夜労働に関しては、月60を超える時間外労働の部分と重複するならば時間外割増賃金率50%+深夜割増賃金率25%=75%の割増率にて計算した賃金の支払いが必要となります。

月60時間を超える残業部分が50%割増に！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！